

4. 学 生 生 活 に つ い て

1 掲示及び連絡方法等について

本学から学生の皆さんへの伝達・連絡事項は、「My もみじ」又は大学院の掲示板に掲示しますので、1日に1度は必ず両方の掲示板を確認してください。掲示を見なかったために思いもかけぬ不利益を生ずることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんに既に周知しているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、他研究科・学部等の授業を受講している場合は、当該研究科等の「掲示板」にも十分注意しておいてください。

家族等より電話で呼出の依頼があっても対応できません。必要な用件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が本研究科の掲示板を利用したい場合は、あらかじめ各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）に申し出てください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

*「掲示板」の位置は、建物平面図を参照してください。

2 学生証及び住所等変更届について

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、証明書を受領する際などに、職員の要求があれば提示してください。

学生証の有効期間は、修業年限(博士課程前期は2年，博士課程後期は3年)の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。有効期限を経過した学生証は、速やかに各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）へ返却してください。

学生証の更新を要する場合、学生証を紛失又は汚損した場合は、「学生証再発行願」を学生支援室に提出し、学生証の交付を受けてください。

(2) 住所等変更届

年度途中で住居、電話番号等の連絡先を変更したときは、その都度、住所等変更届を提出してください。提出されていない場合は、緊急時の連絡ができません。そのために不利益を被っても責任は負いません。

なお、家族等の連絡先が変更になった場合も届出が必要です。

また、住所等変更届を提出していない学生には、学生旅客運賃割引証（学割証）や通学証明書等が発行できない場合があります。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）及び通学証明書について

学割証(JR)は、『証明書自動発行機』により発行します。学生証がないと発行機を利用できませんので、必ず携行してください。併せて入学時に配付した「広大パスワード」も必要となりますので忘れないようにしてください。

通学証明書（JR、バス等の定期乗車券を購入する際必要）及びJR以外（フェリー等）の学割証は、各専攻学生支援室で所定の手続きにより申し込んでください。なお、受領の際は学生証の提示が必要です。

学割証及び通学証明書は、「旅客営業規則」により研究生（外国人研究生を含む）、科目等履修生等の非

正規生には発行することができません。

○学割証の使用上の注意事項

学割証は、修学上の経済的負担の軽減、学校教育の復興に寄与する目的で実施されている制度です。学生の自由な権利としての使用を前提としたものではありません。

JR等を利用し、帰省・課外活動等の目的を持って100kmを超えて旅行する必要がある場合に限り、普通乗車券に適用されます。証明書自動発行機での発行枚数を年間(4月～翌年3月)20枚(1日発行4枚)までとしていますので、20枚を超えて追加発行を希望する場合には、学割証担当(学生プラザ3階学生生活支援グループ)までご連絡ください。学割証の有効期間は発行日から3ヵ月以内です。往復乗車券や周遊券を利用するよう、計画的かつ有効に使用してください。

なお、使用に際しては、①記名人に限り使用できる。②学割証によって購入した割引普通乗車券は、記名人以外は使用できない。③学割証によって購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。等の条件があります。

また、不正使用した場合は、多額の追徴金が課せられます。また、大学が発行停止の処置を受け、全学で学割が使用できなくなる等、不正使用は大学全体に迷惑をおよぼすことになりますので、使用する際は、前記の使用条件を守ってください。

4 授業料納入、授業料免除について

(1) 授業料の納入

授業料の納入期限は、前期分(4月～9月)は4月30日まで、後期分(10月～翌年3月)は10月31日までとなっています。大学から学資負担者あてに郵送される振込用紙により、銀行等の窓口で授業料の振込手続を行います。

また、授業料の納入を怠ると学生及び学費負担者等に督促が行われ、なおかつ、納入されないときは、広島大学通則第43条の規定により除籍となりますので、十分注意してください。

(2) 授業料の免除

授業料免除制度は、経済的な理由などにより授業料を納入することが困難な人が、所定の申請を行うことで、納入すべき授業料の全額または半額の免除を受けることができる制度です。

免除を希望する学生は、「授業料免除申請のしおり」で受付日程等を確認のうえ、受付期間内に申請を行ってください。詳細は「学生情報の森もみじ」(学生生活のサポートー経済支援ー授業料免除)ウェブページをご覧ください。「しおり」や申請様式は、例年前期分は1月下旬、後期分は7月中旬に掲載されます。

また、書類提出後、授業料免除の結果が判明するまでは、授業料は納入しないでください。

なお、次のいずれかに該当する人が免除対象者となります。

- ① 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、一定の学力基準を満たしている人
- ② 授業料の納入月前6か月以内(新入生は入学年度の最初の学期に限り、入学前1年以内)に次のいずれかの事由が発生し、かつ、授業料の納入が著しく困難であると認められる人
 - (ア) 学資負担者が死亡した場合
 - (イ) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (ウ) 学資負担者が失職(パート・派遣社員は除く)し、申請時現在、未就職の場合
 - (エ) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合

(3) 授業料の月割分納

月割分納を希望する学生は、授業料の納入期限までに教育室教育部学生生活支援グループ授業料免除担当まで連絡してください。

(4) 授業料免除等に関する問合せ先

教育室教育部学生生活支援グループ授業料免除担当（学生プラザ3階） ☎(082)424-6163, 6138

5 奨学金について

○ 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された特殊法人で、優秀な資質を有し、経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成と教育の機会均等を目的としています。

(1) 奨学金の種類及び奨学金貸与月額

奨学金の種類及び奨学金月額は、下記のとおりです。

第一種奨学金 【無利子貸与】	博士課程前期 50,000 円 又は 88,000 円 博士課程後期 80,000 円 又は 122,000 円
第二種奨学金 【有利子貸与】	貸与月額 50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円 *希望する月額を選ぶことができます。 *卒業後、その貸与額に対し利子（上限年3%変動利率で、利率固定方式・利率見直し方式のうちから算定方法を選択できます。）が課せられます。

*第一種奨学生と第二種奨学金を併せて申請することができます。

*入学時特別増額貸与奨学金（有利子）を申請することができます。

(2) 奨学生の募集及び出願手続き

奨学生は、原則として4月に募集を行います。募集に関してはその都度ホームページに掲載しますので、希望者はそれを確認し出願手続きをしてください。

ただし、家計急変のため、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、年間を通じていつでも出願できます。詳細については、教育室教育部学生生活支援グループ奨学金担当へ問い合わせてください。

(3) 奨学金の交付、奨学金継続願及び異動届等

① 奨学金は、あらかじめ届け出ている奨学生の銀行口座に毎月1回当月分が日本学生支援機構から直接振り込まれます。

② 日本学生支援機構奨学生で、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望する奨学生は、12月末から1月末までに奨学金継続願の手続きが必要です。手続き後には、大学において奨学金継続の可否を審査する「適格認定」を行います。経済状況、学業成績等を総合的に審査し、場合により「停止」、「廃止」等の措置がとられることがあります。また、所定の期限までに継続願を提出しない場合には、奨学生の資格を失うこととなります。

③ 奨学生は、次のような異動が生じた場合は、日本学生支援機構所定の用紙により、教育室教育部学生生活支援グループ奨学金担当（東千田キャンパスの学生は東千田地区支援室）で速やかに手続きを行ってください。

(ア) 氏名、住所、連帯保証人、保証人及び銀行口座を変更するとき

(イ) 休学、留学、長期欠席及び復学するとき

(ウ) 退学、転専攻、転研究科及び転学するとき

(エ) 貸与を辞退するとき

(オ) 死亡したとき（連帯保証人が届出）

- ④ 奨学生として、成績不良等の場合や、上記(ア)～(オ)の届出を怠ったときは、奨学金の保留・休止・停止及び廃止とされることがあります。

(4) 奨学金の返済

貸与された奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経た時から初回の返還があり、以後、所定の期間内に月賦、月賦と半年賦の併用等で返還しなければなりません。

ただし、次の場合は、貸与された奨学金の返還が猶予又は免除されます。

- ① 大学を卒業後、大学院に進学したとき、又は引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより、修了・卒業時まで返還は猶予されます。
- ② 卒業・修了後、災害・傷病・その他やむを得ない事由が生じ、返還が困難とみとめられる場合は、願出により一定期間猶予されます。
- ③ 本人が死亡又は心身障害により返還不能となったときは、願出により免除される場合があります。

(5) 特に優れた業績による返還免除

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、奨学金の全部又は一部が免除される制度があります。学問分野での顕著な成果や、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価されます。

○ その他の各種育英団体

日本学生支援機構以外の奨学生の募集については、各奨学団体からの募集の都度、広島大学ホームページに一覧を掲載しますので、希望者は、教育室教育部学生生活支援グループ奨学金担当へ申し込んでください。

また、都道府県市区町村の教育委員会で直接取り扱っている奨学金もありますので、出身地の教育委員会に問い合わせるのもよいでしょう。

(6) 奨学金に関する問合せ先

教育室教育部学生生活支援グループ奨学金担当（学生プラザ3階） ☎(082)424-6167, 6169

6 就職について

本研究科では、学生の自由応募制を採用しています。修了して、どんな職業に就くかは、自分の将来を決める重要な問題です。職業選択に当たって【自分とは何か（自分を見つめなおす）？】【自分に適した職業（職種）は何か？】を、平素から十分に熟慮し、志望先を決定する必要があります。しかし、就職は学生の最大関心事ですが、いたづらに早くから就職情報等に気を遣うより、学生生活の充実に努力してください。

就職に関することは、各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）又、全学としてグローバルキャリアデザインセンター（学生プラザ2階 ☎(082)424-5827）が担当していますので、相談のある場合は、気軽に訪問してください。

7 アルバイトについて

一般アルバイト、家庭教師の紹介については、広島大学消費生活協同組合（広大生協）で行っています。詳しくは、【もみじTOP:Link→広大生協アルバイト情報サイト「キャンパスワーク」】(URL:<http://job.hucoop.jp/>)を参照してください。

東千田キャンパスでは、東千田地区支援室で受け付けた求人票を掲示しますので、自分に合ったアルバ

イトを選び、申し込んでください。

家庭教師を希望する学生を対象に、毎年前期期間中（5月下旬予定）に家庭教師指導講習会（約3時間）が開催されます。開催日時については、広大生協のホームページ上で事前にお知らせがありますので、注意しておいてください。家庭教師については、この講習会に参加した学生（一度受講すれば在学中有効）にのみ紹介されます。

なお、アルバイトを行うに際しては、就学を支障のない範囲で行うことが大切です。自動車の運転、重量物の運搬等危険を伴う作業、外交販売・勧誘・集金・風俗営業、深夜・終夜勤務などについては、就業しないようにしてください。

8 保健について

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、心身両面の健康診断や健康相談等を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

【主な業務内容】

① 定期健康診断

毎年、4月頃に全学生を対象に定期健康診断が行われますので、毎年必ず受診してください。日時・場所等の詳細は掲示により通知します。その他の時期の健康診断は行われませんので注意してください。

なお、(特に修了予定の学生は) 定期健康診断を受診していないと、就職等の際に必要な健康診断証明書等の証明書が交付されません。また、再検査未受診者も交付されない場合がありますので、再検査を要する場合は、必ず受診してください。

② 各種相談・診療等の利用案内について

広島大学保健管理センターホームページからご確認ください。

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

(留意事項)

1. 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、カウンセリング、メンタルヘルス相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問合わせください。
2. 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
3. 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は保健管理センターで申し込んでください。
4. 日程変更や行事等の都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。

【連絡先】

東広島地区 メディカル部門（保健管理センター） ☎(082)424-6192

メンタルヘルス部門（学生プラザ4F） ☎(082)424-6186

カウンセリング部門（学生プラザ4F） ☎(082)424-6187

霞地区 保健管理センター霞分室（総合研究棟北側） ☎(082)257-5096

東千田地区 保健管理室 ☎(082)542-6970

(2) ピア・サポート・ルーム

大学の施設の場所や授業について、また、こころの問題についての相談を、学生の相談員（ピア・サポーター）が行っています。「どうしよう?」「どこに行けばいいんだろう?」といった悩みをもたれたら、まずはピア・サポート・ルームをのぞいてみてください。

大学から正式に認定された専門のカウンセラーの先生から指導を受けたピア・サポーターが、同じ学生の立場から親身にお話を伺います。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

場所：学生プラザ 4F / 開室：月～金 12:00～16:00

☎(082) 424-6328 <https://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/index.html>

(3) 留学生相談

国際センターでは、全学の留学生を対象に、相談指導を行っています。事前に予約をしておくことを勧めます。

☎ (082) 424-6181 (学生プラザ 3F) e-mail:kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp

(4) ハラスメント相談室

本学では、セクシャルハラスメント等のハラスメント問題について、専門相談員と相談員が、相談に応じています。ハラスメント相談室は中央図書館地下1階にあります。

☎(082)424-7204 (直通) e-mail:harassos@hiroshima-u.ac.jp

9 在学中の保険について

(1) 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）について【略称「学研災」】

この保険は、学生が教育研究活動中に被った傷害及び学生が大学の正課又は学校行事や課外活動中のために、住居と学校施設との間の通学又は学校施設と学校施設との間の移動中に被る種々の傷害に対する救済を目的としています。

① 保険料及び保険金

学研災の保険料については、大学で負担し全員加入（正規の修業年限内）していますので、個々に加入する必要はありません。

なお、保険金の種類は、死亡保険金・後遺傷害保険金及び医療保険金があり、支払われる保険金の額は、正課・学校行事中に死亡した場合の2,000万円を最高に、事故の程度・通院日数により決定されます。

② 事故の通知

万一、事故・災害にあったときは、直ちに事故の日時・状況・傷害の程度を、教育室教育部学生生活支援グループ学生保険担当（東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室）に報告し、保険の対象となるかどうか確認後、事故発生について保険会社へ通知することになりますが、事故発生の日から、30日以内に所定の手続きを行わない場合は、保険金の支払いがされない場合があります。

また、保険金請求の際は、保険金請求書（所定の用紙）及び治療期間が記載された医療機関の領収書が必要です（保険金請求金額によっては医師の診断書が必要です）。

(2) 学生教育研究賠償責任保険について【略称「学研賠」】

この保険は、国内外において、学生が正課、学校行事、教育実習、ボランティア活動及びその活動のための往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

また、この保険に加入すると、次の「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」にも加入したことになります。なお、この保険に加入する場合は、前記「学生教育研究災害傷害保険」に加入していることが必要です。

①保険料及び補償金額

保険料は、1年間(4月1日から翌年3月31日)で340円です。加入手続きをする場合は、残りの修業年限分の保険料を一括納入してください。また、加入は随時可能ですが、保険期間は保険料払込日の翌日からになりますので注意してください。

支払われる賠償金の額は、被害者の過失割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。(対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。免責金額0円です。)

②事故の通知

万一、事故にあったときは、事故の日時・状況・傷害(損壊)の程度を、直ちに教育室教育部学生生活支援グループ学生保険担当(東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室)に報告し、東京海上日動火災保険株式会社の本店損害サービス部学校保険コーナーに届け出て、所定の手続きを行ってください。

(3) 学籍異動があった場合

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、教育室教育部学生生活支援グループ学生保険担当(東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室)で所定の手続きを行ってください。

(4) 保険に関する問合せ先

教育室教育部学生生活支援グループ保険担当(学生プラザ3階) ☎(082)424-6166, 6168

10 講義室等の使用について

(1) 講義室・演習室等の使用

本研究科の学生が勉強会、集会等の目的で、本研究科の講義室・演習室等の施設を使用したい場合は、東広島地区の施設の使用については、各専攻学生支援室(東千田キャンパスの施設の使用については、東千田地区支援室)へ、使用する3日前(休日は除く)までに使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

また、使用後は、火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯を必ず行ってください。

11 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに各専攻学生支援室(東千田キャンパスは、東千田地区支援室)に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」(東広島地区は学生支援室内、東千田キャンパスは証明書自動発行機前に設置)に展示しますので、該当するものがあれば、各専攻学生支援室(東千田キャンパスは東千田地区支援室)に申し出てください。

(2) 拾得物

本研究科建物内及び周辺での拾得物は、直ちに各専攻学生支援室(東千田キャンパスは東千田地区支援室)に届け出てください。また、大学構内での拾得物は、最寄りの学部等の学生支援室等へ届け出てください。

12 防犯等への注意について

近年本学の学生が、盗難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わないように、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど、十分な注意が必要です。万一、被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、各専攻学生支援室(東千田キャンパスの学生は東千田地区支援室)に連絡してください。